

内閣参質一九〇第三四号

平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員吉川沙織君提出軽減税率制度における対象品目の線引きに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員吉川沙織君提出軽減税率制度における対象品目の線引きに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

参議院議員藤末健三君提出消費税の軽減税率制度の導入に伴う課題に関する質問に対する答弁書（平成二十八年一月二十二日内閣参質一九〇第一四号）二についてで、「財務省は、飲食料品と外食との線引きが困難な、いわゆるグレーゾーンに相当するものが千二百件から千三百件に上るとしている」という事実はない」とお答えした趣旨は、財務省として、「飲食料品と外食との線引きが困難な、いわゆるグレーゾーンに相当するもの」との定義を設け、これに係る調査を行ったという事実はないということである。

また、御指摘の「自民党税調会長発言」の内容について、政府としてお答えする立場にない。

消費税の軽減税率制度については、その適用対象も含め、今国会に提出した所得税法等の一部を改正する法律案において、明確な定義等を行ったところであるが、政府として、事業者及び消費者にとって分かりやすいものとするのが重要と考えており、今後、関係政省令や通達等の整備を行うこと等により、個別具体の取引が法令に照らしどのように当てはめられるか等について、分かりやすく説明してまいりたい。

四について

お尋ねについては、政府としては把握していない。